

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業実施要領 別表2 (実施要領第2関係)

(産地活動支援事業)

以下の経費を補助対象事業費とし定額で補助する。

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議や打合せ等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	借上費	本事業を実施するために直接必要な機械・機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	I C T機器 利用費	本事業を実施するために直接必要な次の経費 ・ I C T機器等の利用料として支払われる経費	・ I C T機器等の利用料は実証ほの設置期間に限り補助対象経費とする。
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・ 作付実証の実施に係る種子種苗、初期生産資材（農薬・肥料、マルチ、支柱、誘引資材等） ・ 試作品の開発等に必要な材料に係る経費	・ 作付実証の実施に必要な栽培用施設及び付帯設備、設備の資材導入、機械等リース導入は、生産体制強化支援事業で行うものとする。 ・ 必要最小限の原材料とすること。

旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費。	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等にかかる経費。	
謝金		<p>本事業を実施するために直接必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識の提供等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費 ・作付実証を実施する際に、対照区として現状値の調査に協力を得た、事業実施主体に属さない農家に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体又は臨時雇用者等事業に参画する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業を実施するために直接必要な機械作業の委託や加工委託等を行う経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。
役務費	分析費	本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない土壌分析、食品成分分析、放射性物質に関する分析等を行う経費	

雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な契約書に貼付する印紙に係る経費	

※ 本事業で取り組む作付実証については、実証ほの生産資材（原材料費）と労働費の経費（謝金）を全て実証農家に支払って実証する場合を除き、収穫した農作物の販売を行って農家の収入とすることを可とする。